

## 第189回（平成30年2月18日施行）

### 3級商業簿記

#### 第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。
2. 株式を購入した場合の仕訳を問うています。株式の取得は有価証券として処理します。
3. 商品を売り上げた際に商品代金とともに消費税分を掛けとした場合の仕訳を問うています。本問では消費税を税抜方式で処理するという指示がありますから、消費税を受け取った場合、(期中では)仮受消費税勘定(負債の勘定)に計上します。そして、消費税額を控除した売上代金を売上勘定に計上します。
4. 前期に生じた売掛金が貸倒れとなり、貸倒引当金をもって充当した場合の仕訳を問うています。前期の売掛金が貸倒れになったときは、貸倒損失(本問では科目指定されていません)とせずに指示どおり貸倒引当金を充てて、当期の費用とはならないように処理します。
5. 貸し付けを行い、借用証書の代わりに約束手形を受け取った場合の仕訳を問うています。本問は貸付金勘定が指定科目になく、さらに約束手形を借用証書の代用として受け取っているため、手形貸付金(貸付金的一种)で処理します。
6. 普通預金から定期預金へ預け入れた場合の仕訳を問うています。預金口座間で¥2,000,000が移動した処理だけを行います。
7. 商品注文時に手付金(内金)を支払った場合の仕訳を問うています。商品代金の一部を前もって手付けとして支払ったときは支払手付金(前払金的一种)で処理します。

#### 第2問

本問は、資産と負債、純資産(資本)、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産(資本)の変動はなかったため、次の関係が成立します。

「期末純資産(期末資本) - 期首純資産(期首資本) = 当期純利益」

「期末資産 = 期末負債 + 期末純資産(期末資本)」

「当期純利益 = 総収益 - 総費用」

#### 第3問

伝票を仕訳帳とした場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員(伝票の「係印」)が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認(伝票の「承認印」)を受けた上で、現金出納係(伝票の「会計印」)が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。なお、元帳に転記するのは、伝票に表記された「主帳」系の仕事です。

#### 第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。定額資金前渡制（インプレスト・システム）に基づいていますので、使用した小口現金の金額だけが週末に補給されることに留意して下さい。使用した資金額の補給を週末に受けることになります。最後に繰越記入を行うことを忘れないようにしましょう。

#### 第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理等は、精算表上は整理記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 商品売買取引は、勘定科目から明らかなように三分法により処理されています。そこで、決算整理では、商品の期首棚卸高（残高試算表欄の繰越商品勘定の金額）を仕入勘定に振り替える（仕入勘定の借方と繰越商品勘定の貸方に記入する）とともに、期末棚卸高を繰越商品勘定に振り替えます（繰越商品勘定の借方と仕入勘定の貸方に記入します）。この2つの振替えにより、残高試算表欄と整理記入欄の金額を合わせた仕入勘定の残高（貸借差額）は、売上原価を示すことになります。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に1.5%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。この問題では差額補充法による処理が求められているため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の6年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されているので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接的に減少させるように（備品勘定の貸方に記入するかたちで）処理します。
4. 現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。しかし、決算になってもその原因が判明しない金額については雑損（費用）または雑益（収益）として処理しなければなりません。
5. 期中において、給料は支払った金額で記録されているので、精算表の給料の金額には、当期に計上されるべき給料の金額の一部が未払いのため含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、給料の金額に当期に計上されるべき給料の未払分を追加する必要があります。
6. 精算表の支払地代の金額は、当期に支払った金額が計上されています。つまり、当期だけではなく次期に計上されるべき支払地代の前払分も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、支払地代の金額に含まれている次期の駐車場代すなわち前払分は控除されなければなりません。